

大野交番だより 5月号



揖斐警察署 大野交番
(0585) 32-0002

毎年5月は、消費者月間



その契約、ほんとうに大丈夫ですか？
悪質商法は、生活のさまざまな場面に潜んでいます。

訪問や電話による勧誘や契約だけでなく、近年はSNSやネット広告からの被害もみられます。

何かを契約するときなどは、悪質商法被害防止の心得を守って、慎重に判断しましょう！

悪質商法被害防止の心得

- 「もうかります」そんな言葉にご用心
- 何の用？しっかり問おう身分と用件
- 勇気出し、はっきり言おう「いりません」
- 迷ったら、1人で決めず、まず相談
- 簡単に契約書に署名、押印しない

契約に関する相談は、
消費者ホットライン

☎188

※身近な消費生活センター等の相談窓口案内されます。



クーリング・オフ制度

訪問販売などで契約書面を受取った日を含めて**8日**（一部マルチ商法等では**20日**）以内であれば無条件で契約を解除することができます。

注意

全ての契約を解除できるわけではありません！！

巡回連絡活動強化中！！

巡回連絡とは

警察官が皆様のご自宅や会社等を訪問し警察へのご要望をお聞きしたり、身近で発生する犯罪の予防や事故の防止に役立つ情報をお知らせする活動です。

巡回連絡カードとは

皆様からお聞きした、家族構成、緊急連絡先、警察へのご要望などを記載し、火災や地震、外出先のご家族が事件・事故に遭われたときなど、非常時の連絡などに役立てるものです。

お預かりしたカードは厳重に保管し、他人に内容を知られることはありません。

皆様のご理解とご協力をお願い致します。



大野交番日誌

風薫る爽やかな季節となりましたがいかがお過ごしでしょうか。

大野交番には、春の定期異動に伴い、3名の警察官が新たに赴任致しました。

今年度もしっかりと、交番員一丸となって地域の皆様のために頑張っていきます。

GW等でお出かけされる方もお見えになると思いますが、戸締り等防犯対策をしっかり行い、楽しい休暇をお過ごし下さい。



緊急の事件事故は「110」、相談ダイヤルは「#9110」